

2022年9月1日から

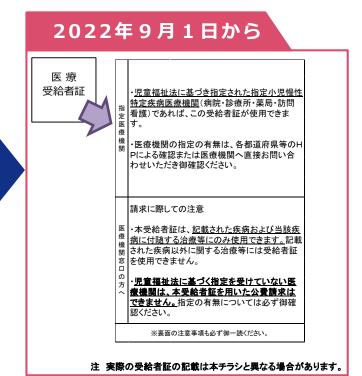
小児慢性特定疾病の医療受給者証の 指定医療機関の記載が変わります

2022年9月1日以降、山梨県が発行する医療受給者証には

「個別の指定医療機関の名称」ではなく「児童福祉法に基づき指定された指定小児慢性特定疾病医療機関」と記載します。

そのため、「児童福祉法に基づき指定された指定小児慢性特定疾病医療機関」であれば、受給者証の変更手続きをせずに助成対象として受診できるようになります。

2022年8月31日まで 所在地 00県000市00000 医療 受給者証 名称 A病院 △△県△△△市△△△△△ 所在地 名称 ××県×××市××××× 所在地 名 称 C訪問看護ステーション ●●県●●●市●●●●● 所在地 名 称 所在地 名称 所在地 名称 薬局については、指定医療機関であれば、どこでも 乗/河こんでは、指定医療機関で助れば、ここでも 利用が可能です。 緊急その他やむを得ない場合については、その他 の指定医療機関で受診が可能です。 医療機関及び



なお、2022年7月1日以降は、変更前の受給者証であっても、医療機関名を追記することなく助成対象として受診ができます。

窓口御担当者様へお願い

- ・御自身の医療機関が指定を受けているかは必ず御確認ください。
- ・<u>受給者証に記載された疾患および当該疾患に付随する治療等にのみ</u> <u>受給者証が使用できます</u>。それ以外の治療等は公費の対象になりま せんので御注意ください。

【お問い合わせ先】